

「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について、

学識経験を有する者、関係する住民、関係都県から

いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について学識経験を有する者、関係する住民等、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 1 荒川の流域及び河川の概要	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>流域及び河川の概要について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川流域や入間川流域など、ブロック分けした範囲での人口・人口密度を示してほしい。</li> <li>・ 荒川の中流部より下流における自然環境に、外来種のこととも記載すべきではないか。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「1.1荒川の流域及び河川の概要」に流域内人口の割合は、埼玉県が約44%、東京都が約56%である旨記載しています。</li> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「2.3(2)自然環境」に記載していません。</li> </ul>
1. 2 治水の沿革	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>治水の沿革について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川島領や吉見領では「囲堤」の築造とともに、「水塚・水屋」の造成によって浸水被害を軽減する技術が構築され治水対策の一環として効果を発揮したことを簡潔に記載してほしい。</li> <li>・ 7頁2行目から4行目は、「近世以前の荒川は源流から熊谷市付近までは、現在の川筋を流れ、」の後は、「縄文時代以前には熊谷市付近で利根川と合流し、大宮台地の西側を流れて荒川低地帯を南下した。吉見町から川島町、さいたま市西部の荒川低地帯には、荒川を合わせた利根川がしばしば流れを変えたことにより形成された河道跡と自然堤防が明瞭に残っている。その後、荒川は利根川から独立して大宮台地の東を流下するようになり、古利根川に合流して東京湾に注ぐようになった。」とするのが正確である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえ修文します。</li> <li>・ 荒川の治水の沿革として、流路の変遷を簡潔に記載したものです。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>主な洪水の記載と治水計画について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治水計画に関係する過去の主な洪水を記載すべき。</li> <li>・ 主な洪水に記載されていない、明治43年、大正2年、大正3年の洪水の取扱いを確認してほしい。</li> <li>・ 明治時代、大正時代の洪水の記載に不整合が見られる。</li> <li>・ 整備計画の変更起因した令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）について、降雨の特徴を詳細に記述すべき。</li> <li>・ 地点雨量（観測所）の大小だけでは、洪水の降雨規模が不明である。</li> <li>・ 「表1-7 主要洪水と洪水被害」の表において、発生日（〇〇年〇月〇日～〇月〇日）また、累加雨量（総雨量）も記載すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえ、「埼玉県の気象百年」（気象庁）、「東京市史稿」（東京都）、「東京都水害誌」（東京都）、「東京都水防計画（資料編）」（東京都）にて被害状況の確認ができる明治43年8月洪水を追記しました。</li> <li>・ ご意見については、変更原案「2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」に記載しています。</li> <li>・ ご意見を踏まえ修文します。</li> </ul>
1. 3 利水の沿革	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>利水の沿革について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「流水改善水路」についての簡単な説明が欲しい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえ修文します。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>近年の濁水の状況について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「表1-10 荒川における近年の主要濁水」の「近年」の表現は適切か。表中の「最大取水制限等(%)」とは、「最大取水制限率」ではないか。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表 1-10の「荒川における近年の主要濁水」は、P15の「(2)近年の濁水の状況」の記載と整合を図る記載をしています。ご意見を踏まえ修文します。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川第四調節池検討について明記すべき。</li> </ul> </li>   <li>・ 洪水被害を抑えるための事業と目的等を住民に伝えるべき。</li>   <li>・ 荒川本川と比較し、支川合流部の遊水機能が確保されていないため、遊水地整備が重要である。源流域の土砂災害防止策に加えて山林に放置されている間伐材や倒木の流下による災害防止策も重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.1.1(1)5 洪水調節容量の確保」に連続する調節地群を整備した場合の洪水調節効果等を的確に把握する旨、記載しています。</li>   <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.1河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しております。なお、調節池群の概要等については、下記にて公表しています。 <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00762.html">https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00762.html</a> 引き続き、地域住民への情報発信に努めてまいります。</li> <li>・ 遊水地整備については、変更原案「5.1.1(1)5 洪水調節容量の確保」に調節池群の整備について記載しています。源流域の間伐材等による災害防止については、変更原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に森林等の流域の状況を考慮し、河川の総合的な保全と利用を図る旨、記載しています。</li> </ul>
2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の適正な利用及び正常な機能の維持に関する課題も記述すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえ修正します。</li> </ul>
2. 3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>水質について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「荒川の笹目橋は平成26年に、開平橋は渇水のあった平成29年に環境基準を達成していないが、それ以外は概ね達成している。一方の入間川および・・・は、入間大橋ではたいてい環境基準を達成しておらず、落合橋は悪化している様にも見受けられ、今後注意深く監視していく必要がある」といった記述が妥当ではないか。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえ修正します。</li> </ul>
2. 4 河川維持管理の現状と課題	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川の維持管理の現状と課題について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取水堰の上下流に堆積した土砂により取水に著しい不具合や洪水流下に著しい阻害になるため河川の維持管理として対応すべき。</li> </ul> </li>   <li>・ 橋梁等の許可工作物に関して、「建造物が近代化遺産としての価値を有しているかを十分検討し、歴史遺産となり得るものはその保存策を講ずる必要がある。」という文言を追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河道内の土砂堆積については、変更原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しているとおり、流下能力の低下や水門、樋門・樋管等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがある場合について、必要に応じて実施することとしています。また、取水堰が許可工作物の場合、その維持については、変更原案「5.2.1(7)許可工作物の機能の維持」に記載しており、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に指導を行うこととしています。</li>   <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.3(5)景観の保全」に記載しているとおり、荒川の自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り、保全・継承に努めることとしています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更内容比較表P28の「河川監視用」の変更記述について精査すべき。</li> <li>・ 「河床材料の粗粒化・アーマー化」との記載は、「河床材料の粗粒化(アーマーコート化)」との記載が適切ではないか。</li> <li>・ 出水時の状況や何が起こりうるのかが分からない。避難場所、避難のタイミングが分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考資料-2 変更内容比較表のP28「河川監視用」の赤字は黒字の誤表記です。</li> <li>・ ご意見を踏まえ修文します。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しているとおおり、河川の水位や映像等の情報発信・共有に努めてまいります。 (参照) 「川の防災情報」 <a href="https://www.river.go.jp/portal/#80">https://www.river.go.jp/portal/#80</a></li> </ul> <p>避難場所、避難のタイミングについては、引き続き大規模氾濫減災協議会での取組を通じて、円滑かつ迅速な避難行動の支援に努めます。</p>
2. 5 今後取り組むべき課題	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題について</b></li> <li>・ ソフト対策は、人的被害の削減には有効であるが、浸水による経済的被害の削減にはなかなか効果を発揮しづらい点を「(1)近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題」に書き込むべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題」にて、令和元年10月洪水において現状の治水施設の能力を超えるような事象が発生したことから、地域及び関係機関が連携して流域の遊水機能の確保・向上を図る必要がある旨、記載しております。</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>首都圏の国際競争力の向上について</b></li> <li>・ 東京オリンピック・パラリンピックの開催後を見据えることを主軸とした記述が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「2.河川整備の現状と課題」における「2.5(5)首都圏の国際競争力の向上」に、今後、首都圏が国際競争力の維持、向上を図るには、東京オリンピック・パラリンピック開催後も見据え、自然災害リスク等の弱みとなっている項目の改善、克服が重要な課題となっている旨記載しています。</li> </ul>
4. 河川整備計画の目標に関する事項	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川整備計画の目標に関する事項について</b></li> <li>・ 新規遊水地について関係箇所全てに記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規遊水地に関して記述が必要な箇所の全てに記載をしております。</li> </ul>
4. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標について</b></li> <li>・ 令和元年10月洪水が平成11年8月洪水の規模を大きく超えている旨の記述が必要。</li> <li>・ 「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」中にも「『グリーンインフラとしての』多重防御治水による・・・」と明記しておくべき。</li> <li>・ 河川整備計画の目標にグリーンインフラと多重防御治水に関連した記述があってもよい。</li> <li>・ 「超過洪水対策」の説明を追加すべき。</li> <li>・ 流域デザインとして、「流域全体を視野に入れた雨水地下浸透型流域づくり」、或いは「地域保水型基盤整備」の推進などの言葉を追加してはいかかか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題」に記載しています。</li> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「4.3河川環境の整備と保全に関する目標」に追記いたします。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.1.1(4)超過洪水対策」に記載しています。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に、水循環基本法の理念を踏まえながら、流域全体及び海域を視野に入れた総合的な河川管理が必要である旨記載しています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動による豪雨といったハザードの激化が進行するならば、浸水被害の軽減対策として、人が住む場所、守るべき施設や区域の選択と集中も検討せざるを得ない必要性が高まるのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.1(11)14)土地利用、住まい方の工夫」に記載しています。</li> </ul>
4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川環境の整備と保全に関する目標について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に外来種、在来種に関わる記述を追記すべき。</li> </ul> </li> <li>・ 「景観については、荒川や利根川のたびたびの河道の変遷が織りなす歴史・文化・人とのかかわりを踏まえ、河川・地理学習の生きた教材になりうる沿川と調和した河川景観の保全に努める。」と記述すべき。</li> <li>・ 現在遊水地が計画されている場所は、河川区域ではないため、どのような手法で環境把握及び生物多様性を損なうことのないよう「多自然川づくりに沿って整備を実施する」ことを明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川環境の整備と保全に関する目標については、変更原案「4.3河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しており、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出する多自然川づくりを行うこととしています。</li> <li>・ ご意見を踏まえて修正します。</li> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しており、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮する等、多自然川づくりを行うこととしています。</li> </ul>
5. 河川整備の実施に関する事項	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川整備の実施に関する事項について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規遊水地について関係箇所全てに記載すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規遊水地に関して記述が必要な箇所の全てに記載をしております。</li> </ul>
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>堤防の整備について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一枚のりに整備することにより、堤防の維持補修や水防活動に問題は生じないのか。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「附図2 堤防断面形状図」に記載のとおり、堤防ののり面は、堤体内の浸透への安全性の面で有利なこと、また除草等の維持管理面やのり面の利用面からも緩やかな勾配が望まれていること等を考慮し、緩傾斜の一枚のりを基本としています。</li> </ul>
	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河道掘削について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河道掘削にあたっては、特に水生生物への特別な配慮、旧流路等についても極力保全に努めてほしい。</li> <li>・ 河道掘削後の河道の安定性について継続的なモニタリングを実施し、河道の維持管理費用を最小限に抑える工法の検討などに生かすべき。</li> <li>・ 河道掘削の施行場所が追加となっている趣旨を明記すべき。河道掘削後の再堆積や植生進出のモニタリングなどを含め、アダプティブに行うべき。</li> <li>・ 今回の河道掘削にあたっては、改正された「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき工事を行うことを記載すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所及び当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおり、河川の整備は、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、多自然川づくりを行い、総合的な視点で推進することとしています。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.1.1(1)2)河道掘削」に記載しているとおり、掘削にあたっては、洪水時の水位の縦断変化や河床の動態等について継続的にモニタリングを行い、河川環境・維持管理も踏まえて行うこととしています。</li> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しており、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮する等、多自然川づくりを行うこととしています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>洪水調節容量の確保について</b></li> <li>・ (仮称) 越辺川遊水地、(仮称) 都幾川遊水地の整備にあたっては、堤内における私有地で経済活動が行われていることに配慮してほしい。</li> <li>・ (仮称) 越辺川遊水地には大反対、別の方法で水害対策をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.1.1(1)5洪水調節容量の確保」に記載のとおり、支川のピーク流量を低減させ、水位低下を図るとともに、下流河道への負荷を低減するため、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関との調整の上、整備を行うこととしています。</li> </ul>
	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>危機管理対策について</b></li> <li>・ 「逃げ遅れをゼロ」にすることが目的である、堤防構造の工夫を行う危機管理型ハード対策の実施箇所について、水害リスクの他に、「逃げ遅れの危険性」を入れた説明が不足している。</li> <li>・ 危機管理対策の整備に係る施工の場所についてH28策定時の計画延長に対して整備済み延長を明記してほしい。</li> <li>・ 危機管理型ハード対策を行う箇所が大幅に減少した理由は整備の進展によるものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえ修正します。</li> <li>・ 表5-13「危機管理対策の整備に係る施工の場所」は、荒川水系河川整備計画が策定された平成28年3月以降の事業進捗を踏まえたものとなり、今後の施行場所をお示ししたものです。</li> </ul>
5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川環境の整備と保全に関する事項について</b></li> <li>・ 「在来種」を示す記述を追記すべき。</li> <li>・ 現在遊水地が計画されている場所は、河川区域ではないため、どのような手法で環境把握及び生物多様性を損なうことのないよう「多自然川づくりに沿って整備を実施すること」を明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「4.3河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しており、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出する多自然川づくりを行うこととしています。</li> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しており、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮する等、多自然川づくりを行うこととしています。</li> </ul>
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川の維持の目的、種類及び施行の場所について</b></li> <li>・ 「維持管理・更新」を「河川環境や景観を改善する貴重な機会」と捉え、「河川環境を再生させる維持管理・更新の展開」の考えを河川整備計画に明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境の再生に関する事項については、変更原案「5.2河川の維持の目的、種類及び施行の場所」及び「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しており、河川整備や維持管理に当たっては、必要に応じて市民団体、学識経験者、関係機関等と情報共有・調整のうえ、実施することとしています。</li> <li>・ なお、ご指摘の通り河川維持管理計画（概ね5年間を計画対象期間）の作成に当たっては、多自然川づくりを基本とすることになっており、具体の施設更新や時期等を踏まえ、必要に応じて反映していきます。</li> </ul>
5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河道の維持管理について</b></li> <li>・ 樹林化対策について「樹木群が果たしている役割を評価し、伐採などで管理するものと維持していくものを評価したうえで、管理する。」という視点を入れたほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の伐採については、変更原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しているのとおり、流下能力の低下や水門、樋門・樋管等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがある場合について、必要に応じて実施することとしています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>取水堰の上下流に堆積した土砂により取水に著しい不具合や洪水流下に著しい阻害になるため河川の維持管理として対応すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道内の土砂堆積については、変更原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しているとおり、流下能力の低下や水門、樋門・樋管等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがある場合について、必要に応じて実施することとしています。</li> <li>また、取水堰が許可工作物の場合、その維持については、変更原案「5.2.1(7)許可工作物の機能の維持」に記載しており、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、指導を行うこととしています。</li> </ul>
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ダムを選択取水設備について</b></li> <li>「また、選択取水設備を活用して・・・影響を抑制する。」はダムの維持管理の話ではなく環境影響緩和の話であるため、適切な項で記述すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえ修正します。</li> </ul>
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>地域における防災力の向上について</b></li> <li>「水防災意識社会再構築ビジョン」の周知徹底が必要。</li> <li>大規模氾濫減災協議会での活動内容として、「河川整備の到達点の理解の促進と沿川自治体での確実な共有」を追記してはどうかか。</li> <li>「また、」で始まる文章が二つ並んでいて不自然である。</li> <li>洪水予報の基準観測所については、令和元年10月洪水の実績を踏まえ、柔軟に運用できるよう検討し、表の下側に基準となる水位観測所は今後追加変更される可能性があることを明記したほうがよい。</li> <li>「水防上緊急を要すると認めるとき」と「必要に応じて」とは不整合である。</li> <li>防災情報には平常時の情報や、河川環境等の基礎的な情報も含まれているのか。</li> <li>実際の洪水をふまえ、ハザードの理解は、本流、支流別個に行うのではなく、本流、支流をセットで示すことが望ましいことを中期的な課題としてどこかに掲載することが望ましいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」は、堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、被害の最小化を図る必要があるため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、多岐にわたり関係機関との連携を一層図る旨記載しているなかで、水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえた取り組みをお示ししております。</li> <li>大規模氾濫減災協議会の趣旨は、現況施設能力を上回るあらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有としています。河川整備の到達点の理解の促進については、引き続き大規模氾濫減災協議会を通じて、関係者と取組の共有に努めます。</li> <li>ご意見を踏まえ修正します。</li> <li>ご意見を踏まえ修正します。平常時や洪水時の水位データ、降雨データ、水質データについては、「川の防災情報」としてホームページにより、全国のリアルタイム情報を提供しています。 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a></li> <li>ご意見を踏まえ修正します。</li> <li>ご平常時や洪水時の水位データ、降雨データ、水質データについては、「川の防災情報」としてホームページにより、全国のリアルタイム情報を提供しています。 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a></li> <li>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5) で防災情報の提供だけでなく周知することも必要と考えます。</li> <li>・ 「・・・洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等の取組が推進されるよう支援する。」とあるが、具体的な方策についていくつか例示してはいかがか。</li> <li>・ 「14) 土地利用、住まい方の工夫」をさらにわかりやすく強調してはいかがか。</li> <li>・ 土地利用や住まいの工夫を市街地側に積極的に求めるとすれば、ハザードだけではなく、リスクを示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災知識の普及の際には、防災情報の周知も図るよう努めます。</li> <li>・ ご意見を踏まえ修正します。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.1(11)14) 土地利用、住まい方の工夫」に記載している通り、浸水が想定される区域において土地利用を制限する等の対策をするために、関係機関に必要な支援を行うこととしています。 また、変更原案「5.2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で活用することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図ることとしています。</li> </ul>
5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について</b></li> <li>・ 「下流施設及び利根川等と連携をはかりつつ、広域的に低水管理を行う」とあるが、「利根川等と連携をはかる」ことの意味を簡単に説明してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根川から荒川へ送水する武蔵水路等の導水量についても、把握しながら低水管理を行っているため、「利根川等と連携を図る」という記載をしています。</li> </ul>
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川環境の整備と保全に関する事項について</b></li> <li>・ 河川というテーマではあるものの、地域社会の社会関係資本が分厚くなることは、福祉や防災、その他の地域コミュニティベースでの活動を活発化させる間接要因にできないか。</li> <li>・ 「在来種」を示す記述を追記すべき。</li> <li>・ 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図るために、河川整備に合わせた整備の影響を大きく受ける場所を対象とした適切な規模での、適切な時期の調査を行い、地域の団体、研究機関等と連携して保全対策を進めることの必要性について、追記したほうが良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画は、各河川の特徴や、課題に応じた具体的な整備内容について記載しております。 ご意見のとおり、河川という社会資本が福祉や防災、その他の地域コミュニティベースでの活動を活発化させる間接要因になっているものと捉え、河川整備を進める認識で変更原案を記載しております。</li> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「4.3河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しており、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出する多自然川づくりを行うこととしています。</li> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載の通り、市民団体、学識経験者、関係機関が有する情報等と合わせて情報の共有化を図ることとしています。</li> </ul>



章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
6. その他河川整備を総合的に 行うために留意すべき事項	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>その他河川整備を総合的に 行うために留意すべき事項について</b></li> <li>・ 整備途中の水害リスク検討に関しても追記してほしい。</li>   <li>・ 新規遊水地について関係箇所全てに記載すべき。</li> <li>・ 現在遊水地が計画されている場所は、河川区域ではないため、どのような手法で環境把握を行うのか、また、生物多様性を損なうことのないよう「多自然川づくり」に沿って整備をすることを明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.1河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に段階的かつ着実に整備に当たっては、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保する旨、記載しています。</li> <li>・ 新規遊水地に関して記述が必要な箇所の全てに記載をしております。</li> <li>・ ご意見の主旨については、変更原案「5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しており、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮する等、多自然川づくりを行うこととしています。</li> </ul>
	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地域住民、関係機関との連携・協働について</b></li> <li>・ 治水・利水・環境すべての面から、歴史的、地域的特色を示すものの記録や保存、認識の共有をすることが大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「防災教育や防災知識の普及」や「環境教育の推進」についても関係機関と連携し、推進していくこととしています。</li> </ul>
	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ダムを活かした水源地域の活性化について</b></li> <li>・ 「水源地域ビジョン」は旧称で、これを「荒川ビジョン」として再設定したのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源地域ビジョンは、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的として、ダム水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画のことです。</li> <li>・ これまでは二瀬ダムと滝沢ダム、浦山ダムとそれぞれで行動計画を策定していましたが、平成27年3月に3ダムで統一を図り、ビジョン名を「荒川ビジョン」としました。</li> </ul>
その他	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更内容等について、特に意見はありません。</li> <li>・ 具体的で即効性のある方策を直ちに検討し実行し、今夏の台風シーズンには是非とも間に合わせてほしい。</li> <li>・ 国土強靱化案には賛成で再び水害のない地域になってほしいと切に願います。</li> <li>・ 事業中の事業についても早期事業推進をお願いしたい。</li> <li>・ 地域住民の意見を聞き、速やかに河川整備計画の変更策定してほしい。</li> <li>・ 早期事業促進をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画を速やかに変更策定し、これに基づく適切な整備等に努めてまいります。</li> <li>・ 継続中の事業については、早期の完成、効果発現を目指し、引き続き事業を進めてまいります。</li> </ul>